

チェコ 4月の動き

雇用主負担増に批判強く、改正の方向へ 特殊保健サービス法、4月施行

特殊保健サービス法が4月1日、施行された。これにより、臨時雇用社員の採用時の健康診断料や、従来保険会社が負担していた従業員の特別健康診断料も雇用主側に負担が義務付けられた。雇用主側は、労働コストの増大、労働市場の柔軟性の低下につながるとして批判しており、保健省などは同法改正の準備を進めている。

＜採用時の健康診断料の雇用主負担、臨時雇用社員も対象に＞

特殊保健サービス法は、被雇用者の「労働保健サービス」に関するコストを雇用者が負担することを定めている。「労働保健サービス」とは、医療機関（医師）・雇用者間の契約を基に、被雇用者に対して提供される予防・検査医療、コンサルティング、評価サービスのことで、治療は含まれない。

具体的には、以下のとおりで、(1)、(2)、(4)は雇用主に負担を義務付けている。

- (1) 労働作業、労働環境、労働条件が健康に与える影響の評価
- (2) 労働作業に対する健康状態の適不適の評価
- (3) 職場での健康保護、労災・職業病対策に関連するコンサルティング
- (4) 応急措置などに関する研修

(2)に関連して、従業員の健康状態について、職務遂行への適合性が疑われる場合に実施される特別健康診断料は、従来健康保険会社が負担していたが、4月以降は雇用主（企業）が負担することになった。

また、(2)については、正社員だけでなく臨時雇用社員の採用時健康診断料も雇用主負

担とすることが定められた。

新入正社員の採用時の健康診断料は、従来、雇用主負担が義務付けられていた。ただ、今回施行された特殊保健サービス法では、採用時の健康診断が義務付けられる対象を、「『雇用関係または同様の関係に基づく労働契約』を締結する者」と定義している。そのため、従来義務付けられていた正社員だけでなく、「同様の関係にある契約」に該当する、職務遂行契約（注）に基づき雇用している臨時雇用社員に対しても、健康診断書の提出が求められる、同健康診断料は雇用主が負担することになった。

なお、雇用主が負担する社員採用時の健康診断料は、就職希望者が自費で健康診断を受け、職務に適した健康状態にあることを証明する。採用決定後、雇用契約を締結した人について、該当者が立て替えた健康診断料を雇用主が該当者に返金するという形をとる。

＜保健省は改正を約束＞

新法に対しては、従業員数の多い大企業を中心に国内企業、雇用者団体から批判の声が高まっている。

国内最大の雇用者であるチェコ鉄道（従業員数1万3,700人）は「（同法の施行により）従業員保健コストが年間1,000万コルナ上昇する可能性もある」と発表した。

シュコダ・オートの広報担当者は「当社では多くの専門家を臨時・短期契約ベースで雇用している。（契約開始時に健康診断が求められるなど）手続きの煩雑化、義務の増大などがわずかでも発生すれば、このような契約関係の持続は困難になる」と述べている。

また、チェコ経済会議所も、同法成立以前から、臨時雇用社員の採用時の健康診断料の雇用主負担に対して、強い反対姿勢を示していた。同会議所は「同義務導入により、雇用者側で短期契約社員採用のモチベーションが下がり、結果的に失業率の上昇や不法就労者数の増大につながる恐れがある。臨時・短期

契約による雇用は現在、国内で必須とされている労働市場の柔軟化を支えるもので、今回の健康診断受診義務対象者の拡大など、何らかのかたちで臨時・短期契約雇用の利点が縮小または制限されれば、それは労働市場の柔軟性の低下に直結する」として、労働市場に与える影響を危惧している。

チェコ産業連盟は、新入社員の健康診断料の支払い時期に関して注意を喚起している。

「従来、試用期間終了後、あるいは初任給支払い時に健康診断料を返金していた企業（雇用主）も、4月以降は雇用契約締結後直ちに支払わなければならなくなった」と指摘している。

これに対して、保健省は「同法は労働環境上の健康への悪影響から従業員を保護するためのもの」とする一方で、「同法の条項の一部には議論の余地がある」と認めている。ヘゲル保健相は議会演説の中で、「同法には不明確な点や非論理的な点があり、改正法案を準備している」と述べた。

また、これとは別に、一部の下院議員は、採用時の健康診断受診義務対象者を正社員だけに制限する改正法案を、2月に提出した。改正案は現在下院で審議中だ（同法の施行は4月だが、既に11年11月に成立していた）。

なお、同改正案は義務の対象範囲を「正社員」に制限するため、これに関連する2条項だけを修正したものだが、保健省の改正草案は、これを踏まえて、さらにそのほかの修正も加えた、より広範な改正案になることが予想される。

（注）職務遂行契約に基づく被雇用者は、一定の職務遂行だけに臨時に雇用される者で、試用期間、有給休暇など正社員の雇用条件は適用されない。職務遂行時間（雇用期間）は、年間300時間に制限されているが、報酬額が1万コルナ以下であれば、雇用者・被雇用者両負担分の社会・健康保険料の支払い義務は免除されるため、同契約による雇用は、企業（雇用主）の労働コスト削減策とし

て広く採用されている。

政治・経済日誌

- 1日 ● 統計局によると、国内16歳以上の人口における携帯電話所有者の割合は94%で、過去3年間に3%上昇した。うち25～54歳では99%、65歳以上では75%となっている。携帯電話オペレーターによると、昨年末現在における国内で使用されている（アクティベートされた）SIMカード数は136万4,000で、前年比14万8,000増大した。人口100人当たりの携帯番号数は130となっている。
- 2日 ● 財務省によると、3月末現在の財政収支は227億コルナの赤字。
 - チェコ経済新聞が、リクルート会社Graftonが2011年に実施した聞き取り調査を基に報道したところによると、国内就業者のうち外国で働いた経験のある者の割合は33%で、ポーランドの47%、スロバキアの55%に比べて低い。チェコの食品企業Crocodile社は、ドイツへの派遣社員選択の際、希望者が非常に少なく、また希望者の多くがその外国語能力を過信していると現状を説明している。Graftonによると外国語が全くできない人の割合は54%で、少なくとも外国語が1カ国語できる人の割合46%を上回った。また英語で流暢にコミュニケーションができる人の割合は10%、何とか話せるという人の割合は27%、ドイツ語が完璧にできる人は5%、高レベルにあるという人は23%となっている。
- 3日 ● 第1四半期の国内高速道路通行料徴収額は21億6,000万コルナで、前年同期比9.47%増大した。
- 4日 ● 統計局によると、2月の小売売上は前年同月比1.6%増、前月比では0.2%減

少しした。

- チェコのオフロード・タイヤ・メーカーMitasは、今月26日に米・アイオワ州の同社農耕機用タイヤ製造工場を開設すると発表。当初の従業員数は159人、投資額は4,381万ドル。工場開設は4月26日の予定。同社は現在チェコ国内3カ所の他、セルビアにも工場を持つ。
- シュコダ・オート労組の発表によると、会社側との賃金交渉が決裂したため、土曜日の操業が中止となる。会社は引上げ率4.3%を提示、これに対して労組は6%引き上げを要求している。
- 5日 ● 自動車輸入者連盟によると、第1四半期における国内乗用車（新車）売上台数は43,529台で、前年同期比3.58%増。但し3月の売上は2.5%減少した。メーカー別では第1四半期の売上トップはシュコダ（13,300台）、第2位ヒュンダイ（3,900台）、3位フォルクスワーゲン（3,658台）、またカテゴリー別では小型車が全体の24%、中型車20%、オフロード車15.7%となっている。
- 統計局によると、2011年における財政赤字GDP比は3.09%で、前年の4.83%より大幅に縮小された。
- 賃金比較サイトPlaty.czによると、2011年の国内自動車産業における平均賃金は27,065コルナで、前年比5%増。統計局発表による全部門平均賃金は24,319コルナ（2.2%増）。
- 6日 ● 統計局の速報によると、2月の貿易収支は287億コルナの黒字で、黒字額は前年同月比151億コルナ増。エコノミストは、黒字増大の要因として、外国における需要の増大、チェコ・コルナの対ドル、ユーロ為替レートの下落、内需の伸び悩みによる特にガス輸出の大幅減少等を挙げている。
- 統計局によると、2月の工業生産は、

前年同月比4.7%増、前月比0.1%減。

一方、建設工事は前年同月比16%、前月比2.4%それぞれ減少した。

- 10日 ● 連立3党代表、財政緊縮案で合意、同案一部に反対を表明し、連立内閣からの離脱の可能性も検討していた公共問題（VV）も内閣に留まることで同意、内閣危機（解散総選挙の可能性）は回避された。主な内閣合意事項は以下のとおり：VAT基本・軽減両税率の1%引き上げ、個人所得税を引き上げ20%とする、社会保険料支払いキャップ適用者（現在月額所得約10万コルナ以上）に対する7%の「連帯賦課税」導入、健康保険料支払いキャップの撤廃、自営業者の一律コスト率適用の制限、不動産譲渡税の1%引き上げ（3%⇒4%）、年金引き上げ高引き下げ、国立大学授業料有料化。VAT1%引き上げによるインフレ上昇率は1%程度とアナリストはみている。
- 財務省によると、国家債務は第1四半期1,140億コルナ増大し、16,130億コルナに達した。国民一人当たりでは154,000コルナ。
- 統計局によると、3月の消費者物価上昇率は前年同月比3.8%、前月比0.2%。7ヶ月連続で食品・飲料価格高騰が上昇最大要因となった。
- 労働・社会福祉省によると、3月末現在における失業率は8.9%で、前月の9.2%より減少した。減少の要因は、農業・建設部門における季節労働の開始にあるとアナリストはみている。地方別ではプラハが最低で4.0%、最高はウースチー地方（北ボヘミア）の13.7%であった。
- 11日 ● カロウセク財務相、来年の国家税収のGDP比は、来年から導入が予定されている政府の財政緊縮措置にも関わらず、今年の34.7%から34.4%に縮小される

との予想を発表。

12日 ● 財務省、最新マクロ経済見通しを発表。来年の GDP 成長率を 1 月発表時の 1.6% から 1.3% に下方修正した。この理由を同省は、政府の財政緊縮策の短期的影響と説明している。2012 年に関しては、GDP 成長率は 0.2% のままで修正ない。また家計消費支出については、2012 年 $\Delta 0.7$ から $\Delta 0.4\%$ に上方修正、2013 年は 0.7% から 0.2% に下方修正しており、平均インフレ率に関しては 2012 年 3.2% から 3.3% に、2013 年 1.5% から 2.3% に上方修正した。失業率予測は 2012 年 7%、2013 年 7.2% で変更なし。

● 中古車市場コンサルティング会社・Cebia の調査結果によると、現在国内中古車市場に供給されている乗用車のうち 4 台に 1 台がシュコダのオクタビアあるいはファビアで、シュコダのシェアは前年比 2% 増大し 32% となっている。市場シェア第 2 位はフォルクスワーゲン (10%)、3 位はフォード (9%) で、以下トヨタ、シトロエン、プジョーとなっている。また中古車市場における車の 40% が虚偽の走行メーター、更に 20% が虚偽の製造年、18% が虚偽の製造番号、登録書類で販売されている。

● シュコダ・オートの第 1 四半期における全世界売上台数は 242,700 台で、前年同期比 11.8% 増大し、これまでで最高を記録した。世界乗用車市場におけるシェアも同 0.1% 増、1.5% となっている。国別ではロシアで 38.7% 増 (28,300 台)、インドで 40% 増 (11,500 台)、中国で 8.9% 増大 (59,200 台)、また西欧ではオーストリアで 23.6%、英国で 22.8%、フランスで 19.3% それぞれ大幅増を記録した。

13日 ● 統計局によると、2011 年の食品部門に

おける貿易赤字は約 370 億コルナで、赤字額は 2000 年から倍増した。

● 贈賄の疑いが問われていたバールタ前運輸相 (VV) に対する裁判で、執行猶予付き有罪判決が言い渡された。同氏は VV 下院団長のポストは辞任したが、下院議員としては留任すると述べた。

17日 ● チェコ経済新聞が自動車輸入者連盟のデータを基に報道したところによると、2012 年第 1 四半期における国内乗用車 (新車) 売上台数におけるディーゼル車の割合は 43% で、2011 年通年の 39.5% より上昇。ディーゼル車の割合増大はディーゼル価格がガソリン価格を下回っているためで、逆に平均でディーゼル価格がガソリン価格を上回っていた 2008 年、2009 年は、ディーゼル車の割合はそれぞれ 24.1%、31.8% にとどまっていた。(出所: Hospodářské noviny、記者名: Miroslav Petr)

● VV のピーク副党首 (内閣副首相)、党の破壊主義的な政治スタイルに賛成できないとして離党を発表、今後独自の政治活動を行うと述べた。これを支持したドベシュ運輸相、ヤンコフスキー地方開発相も離党、更にピーク副党首を除く同党下院議員 20 名のうち 4 名も VV から離脱すると発表、更に 4 名がこれに続く可能性があるとされている。

● IMF、チェコの今年の GDP 成長率見通しを 1.8% から 0.1% に大幅下方修正。

● チェコ・ホップ生産者連盟によると、昨年のチェコのホップ輸出量は 4,026 トンで、前年比 7% 減少し、過去 10 年間で最低レベルとなった。最大の輸出先は日本 (1,200 トン) で、以下ドイツ (897 トン)、中国 (847 トン) となっている。

● 統計局によると、2010 年の国内一人当たりビール消費量は年間約 145 リットルで、過去最低を記録。過去最高の 2005

年における年間消費量は、約 164 リットルであった。

19日 ●ネチャス首相は、有罪判決を受けたパールタ氏が事実上率いる VV と連立政権を維持していくことはできないとして、パールタ氏の下院議員職辞任を要求するとともに、ピーク氏の新党について、この新党と ODS、および TOP09 とで下院過半数議席を占めることが確認されれば、同新党との連立を考慮するとし、ピーク氏に 23 日まで猶予を与える旨を発表。連立与党の過半数が保証できない場合には、解散選挙の 6 月実施が最も妥当な手段であろうと述べた。与党第 2 党・TOP09 も、解散選挙は妥当と認めている。

●世論調査によると、野党・社会社民党 (CSSD) が支持率トップで 37.0%、またボヘミア・モラビア共産党 (KSCM) が支持率 20%で ODS の 17.5%を上回り、2000 年以降初めて 2 位に上昇。TOP09 は 11.5%、VV は 2%で下院議席獲得のハードル 5%を大きく下回った。これを議席数に換算すると、社民党・共産党の左派が 200 議席中 126 を占めることになる。

20日 ●シュコダ・オートの労組は、賃金引き上げ率 5%+ボーナス 20,000 コルナ、従業員年金保険への会社負担金引き上げ (月額 700⇒800 コルナ) で会社側と合意に達した。

21日 ●労組が組織した反政府デモがプラハで実施され、約 9 万人 (警察発表。労組発表数字は 12 万人) が参加した。労組代表は「今回のデモは 1989 年以降最大のものである」と述べた。

22日 ●連立 3 党党首は、27 日付けで連立協定を破棄する旨を決定。但し今月 11 日以前に合意された VAT 引き上げ等の財政改革策に関しては、これを下院で支持するよう各党員に呼び掛けることで

合意した。

23日 ●VV が連立協定離脱を 27 日まで待たず、本日行う意志を発表したことから、結局与党 3 党は連立協定破棄を 23 日付けで行った。同時にネチャス首相は 27 日に内閣信任投票を下院で実施することを決定。信任されなかった場合には、5 月 3 日付けで下院解散を要求するとしている。VV は野党側にまわるが、基本的に現内閣の方針を支持する旨を決定。但し信任投票における同党議員の票の行方は不明の状態。一方 VV を離脱したピーク副首相のグループ入りには現在 8 名の下院議員が賛意を表明しており、これを ODS、TOP09 議員数と合わせると全 200 議席中かろうじて過半数の 101 議席となる。

●今月実施された世論調査の結果、大統領の支持率は 47%で、前月の 53%より大幅に減少した。また内閣支持率も前月比 5%減少しわずか 16%となっている。

24日 ●統計局によると、1990 年の GDP を 100%とした場合、2010 年は 149%で、20 年間で約 50%成長したことになる。

●賃金調査サイト Platy.cz が、国内 85,000 人を対象に実施した調査の結果、過去 1 年間における平均グロス月給 (ボーナスを含む) は 25,303 コルナであった。うちプラハにおける平均値は 31,765 コルナで、プラハ以外の地域における平均賃金を 10,000 コルナ上回った。最低はカルロビ・バリ地方の 20,260 コルナ。また大卒者の賃金では、最高はプラハの 38,849 コルナ、最低はオロモウツ地方の 29,125 コルナとなっている。

●ユーロスタットによると、従業員 10 人以上の企業における平均労働コスト (賃金+雇用者負担保険料等) は、チェコで 1 時間当たり 10.5 ユーロで、27 カ国中 9 番目に低い。EU 平均は 23.1 ユ

ーロ、ユーロ圏平均は 27.6 ユーロであった。最高はベルギーの 39.3 ユーロ、最低はブルガリアの 3.5 ユーロ。近隣中欧諸国では、スロバキアが 8.4、ハンガリー 7.6、ポーランド 7.1 ユーロとなっている。

25日 ● 電力統制局のヴィタースコヴァー局長は、2014年付けで同年以降新たに導入される再生可能エネルギー源に対しては助成金を支給しない旨を提議すると発表。同局の見積りによると、2014年に助成金が打ち切られれば、2005～2034年の再生可能エネルギー源関連コストは 8,743 億コルナであるが、助成金打ち切りが 2020 年となった場合には、2040 年までの累計コストは 10,720 億コルナとなる。

● 今月実施された世論調査の結果、チェコのユーロ導入に反対と回答した者は全体の 76%で、過去最高を記録した。

● 統計局によると、2011年に建設が開始された居住フラット数は 27,535 軒で、前年比 2.1%減少し、1997 年以降最低を記録した。

● 財務省によると、2011年末現在におけるチェコの対外債権残高は 223 億 5,000 万コルナで、前年同期比 4 億コルナ増大した。対チェコ最大の債務国はキューバで債務額 66 億コルナ。以下旧ユーゴ諸国 (27 億コルナ)、スーダン (24 億コルナ)、イラン (10 億コルナ) となっている。

● 上院、投資インセンティブ法改正案を可決。これは R&D、戦略サービス等の部門への投資に対しても法人税免税等インセンティブを適用すること、更に法人税免税期間を 5 年から 10 年に延長することなどを定めたもの。

26日 ● ネチャス首相、中国・中東欧諸国間経済サミットに参加するため、中国企業代表団と共にワルシャワ訪問中の温家

宝と会談。中国は、中東欧地域で 100 億ドル相当の投資を促進する用意があるが、工業の基盤を持つチェコにその一部が流入する可能性が大きいと述べた。

● 産業貿易省によると、同省主催のモンゴル訪問チェコ企業団は、計 40 億コルナ相当の契約締結に成功した。これらは主として発電、浄水設備、輸送インフラなどに関するもの。

● フォルクスワーゲン・グループの報告によると、シュコダ・オートの第 1 四半期における利益は 2 億 900 万ユーロ (52 億コルナ) で、前年同期比 11.8% 増。

● チェコのオフロード・タイヤ・メーカー Mitas は、米・アイオワ州の同社農耕機用タイヤ製造工場を開設した。投資額は 4,381 万ドル、当初の従業員数は 159 人で、2016 年までに 262 人に増員し、同年までに生産キャパシティー年間タイヤ 12,200 トン達成を目指す。同社は現在チェコ国内 3 カ所の他、セルビアにも工場を持つ。

27日 ● 下院でネチャス内閣の信任投票が実施され、105 票対 93 票で信任された。

● 今月実施された世論調査の結果、EU 支持率は 40%で、2003 年以降最低を記録。

29日 ● OECD によると、2011年における給与所得に対する税・社会保障負担率 (子供がいない場合) はチェコで 42.5%で、加盟 34 カ国中 9 番目に高い。最高はベルギーの 55.5%、以下ドイツ (49.8%)、ハンガリー (49.4%) となっている。

● 4 月末までに欧州委員会に提出が義務づけられている収斂報告書で、内閣は向こう 5 年間の GDP 成長率に関して、2012 年の 0.2%から 2013 年には 1.3%に増大、2015 年には 2.8%に達するとし、昨年提出した報告書内における見通し (2012 年 = 2.3%、2014 年 = 4%)

を下方修正した。また財政収支赤字のGDP比は、2012年3%（昨年予測3.5%）から毎年減少し、2015年には0.9%となると予測している。